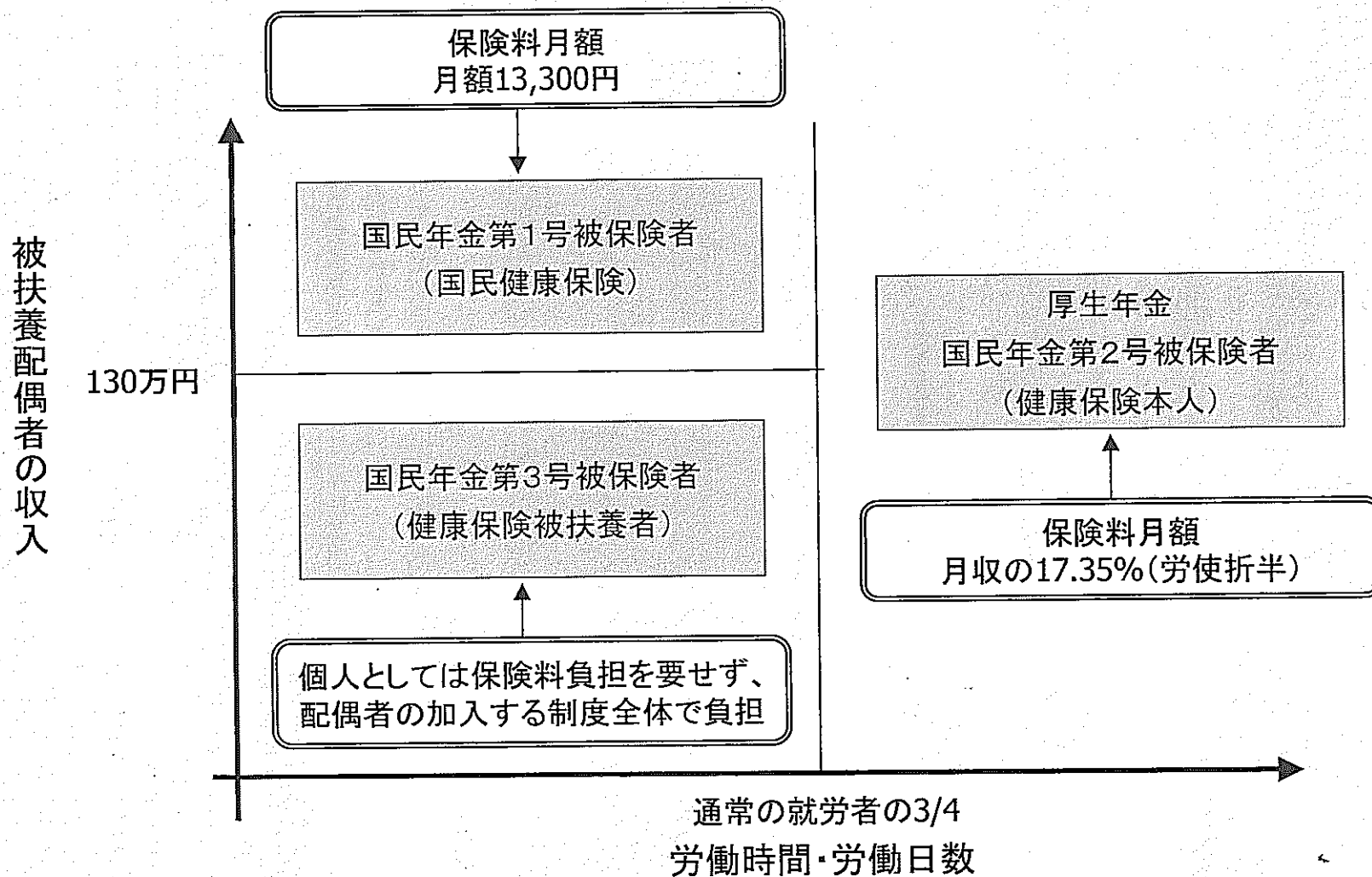


## 厚生年金保険の適用事業所と被保険者について

適用事業所	<p>【強制適用事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時従業員を使用している法人の事業所。</li> <li>・常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（サービス業や飲食業等を除く）。</li> </ul> <p>【非適用事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が5人未満の個人事業所。</li> <li>・サービス業や飲食業等の個人事業所。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">任意適用事業所</p> <p style="text-align: center;">上記の非適用事業所でも、従業員の半数以上の同意を得て、認可を受ければ厚生年金保険の適用事業所となることができる。</p>
被保険者	<p>○ <u>上記の適用事業所に使用される70歳未満の者</u>※。</p> <p>但し、①臨時に使用される者で日々雇い入れられる者（1ヶ月以内）や短期（2ヶ月以内）に使用される者、②季節的業務（4ヶ月以内）に使用される者、③臨時的事業の事業所（6ヶ月以内）に使用される者等は、適用の対象から外される。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;"><u>使用される者</u>※</p> <p style="text-align: center;">「使用される者」とは、必ずしも事業主との間に法律上の雇用関係が存在することを必要とはしておらず、<u>従業員が事実上労務を提供し、これに対して事業主が一定の報酬を支払うといった事実上の使用関係があれば良いことになっている。具体的に言えば、報酬の支払関係、労務の提供の有無、人事管理の有無等によって実態的に判断される。</u></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">短時間就労者にかかる適用基準</p> <p style="text-align: center;">1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者は原則として被保険者とする。</p>

# 年金保険(医療保険)における被保険者の区分について



※保険料負担は年金関係のみを記述

## パート労働者の週所定労働時間・年収階級別分布(男女計)

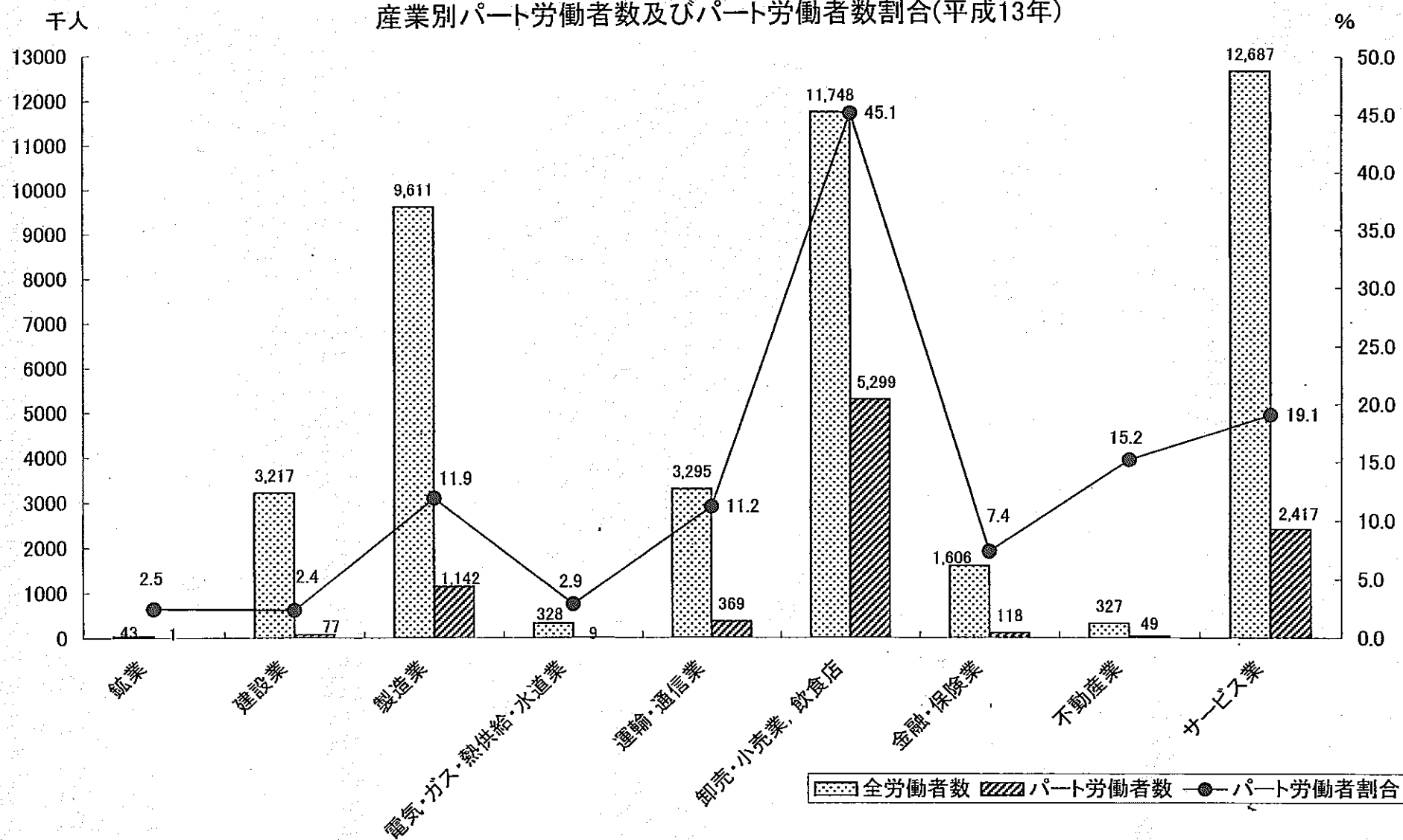
		前年の年収								小計 (30時間以上)	小計 (65万円以上 又は20時間以上)	合計
		65万円未満	65万円以上 70万円未満	70万円以上 80万円未満	80万円以上 90万円未満	90万円以上 100万円未満	100万円以上 110万円未満	110万円以上 130万円未満	130万円以上			
週所定労働時間	20時間未満	10.1%	0.3%	1.9%	1.7%	2.1%	1.7%	0.5%	2.3%		20.5%	
	20時間以上 25時間未満	4.8%	0.5%	1.6%	2.9%	3.8%	3.0%	1.2%	2.2%	19.9%	19.9%	
	25時間以上 30時間未満	2.3%	0.1%	0.7%	1.6%	3.7%	3.3%	1.3%	2.0%	14.9%	14.9%	
	30時間以上 35時間未満	2.8%	0.2%	0.5%	0.9%	1.9%	2.4%	2.1%	5.8%	16.5%	16.5%	
	35時間以上	3.0%	0.1%	0.3%	0.7%	1.1%	2.2%	2.5%	18.2%	28.1%	28.1%	
小計 (30時間以上)		5.8%	0.3%	0.8%	1.6%	3.0%	4.6%	4.5%	24.0%	44.6%		
小計 (65万円以上、20時間以上)		12.8%	0.9%	3.1%	6.1%	10.5%	10.8%	7.0%	28.2%	79.5%		
合計		23.0%	1.2%	5.0%	7.8%	12.6%	12.5%	7.5%	30.5%		100.0%	

(注1) 太線内は、「週所定労働時間が20時間以上」または「年収65万円以上」である者の分布・割合である。

(注2) [太線内]内は、「週所定労働時間が30時間以上」である者の分布・割合である。

出典：平成13年パートタイム労働者総合実態調査

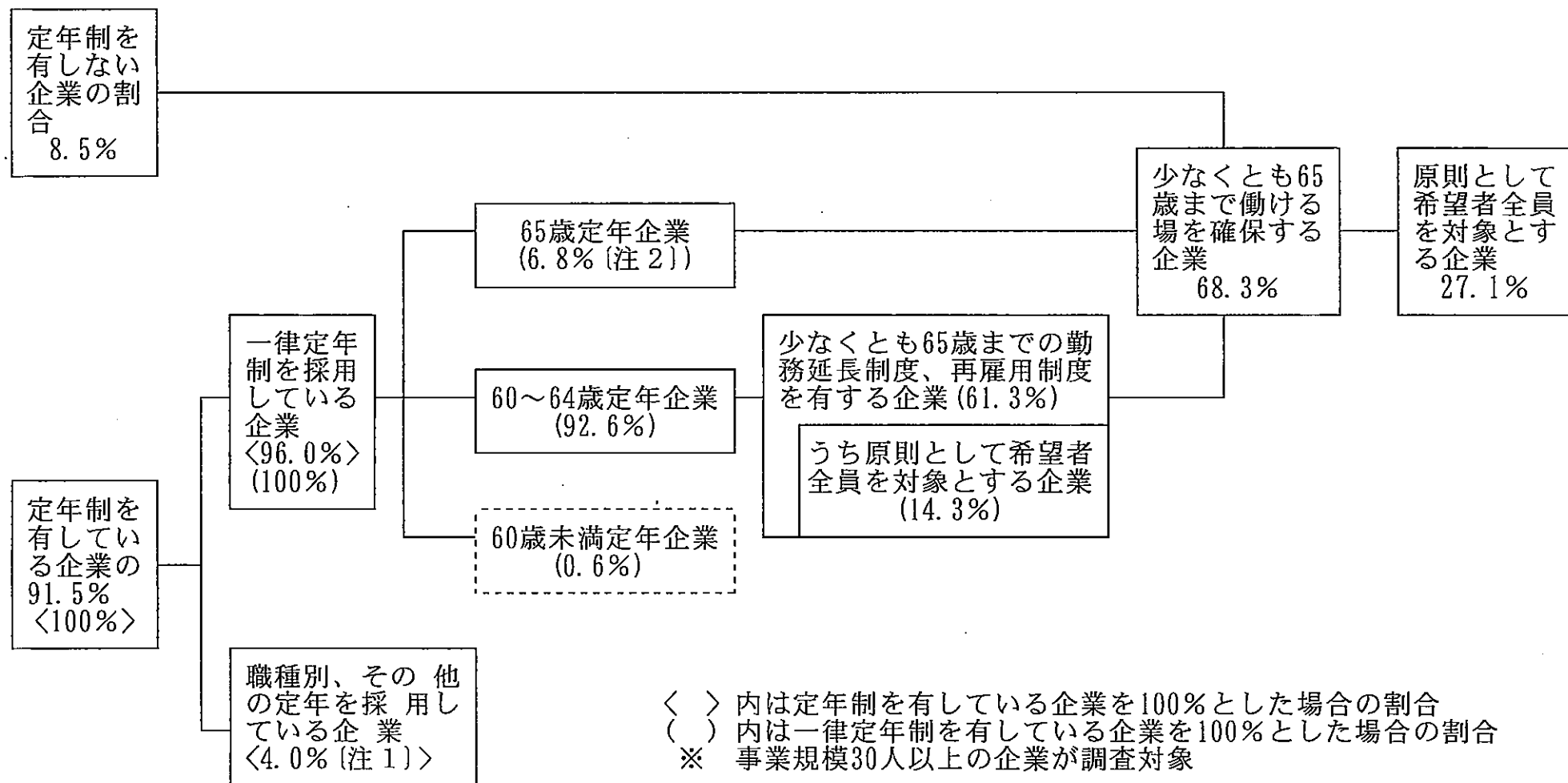
産業別パート労働者数及びパート労働者数割合(平成13年)



出典:平成13年パートタイム労働者総合実態調査の概況

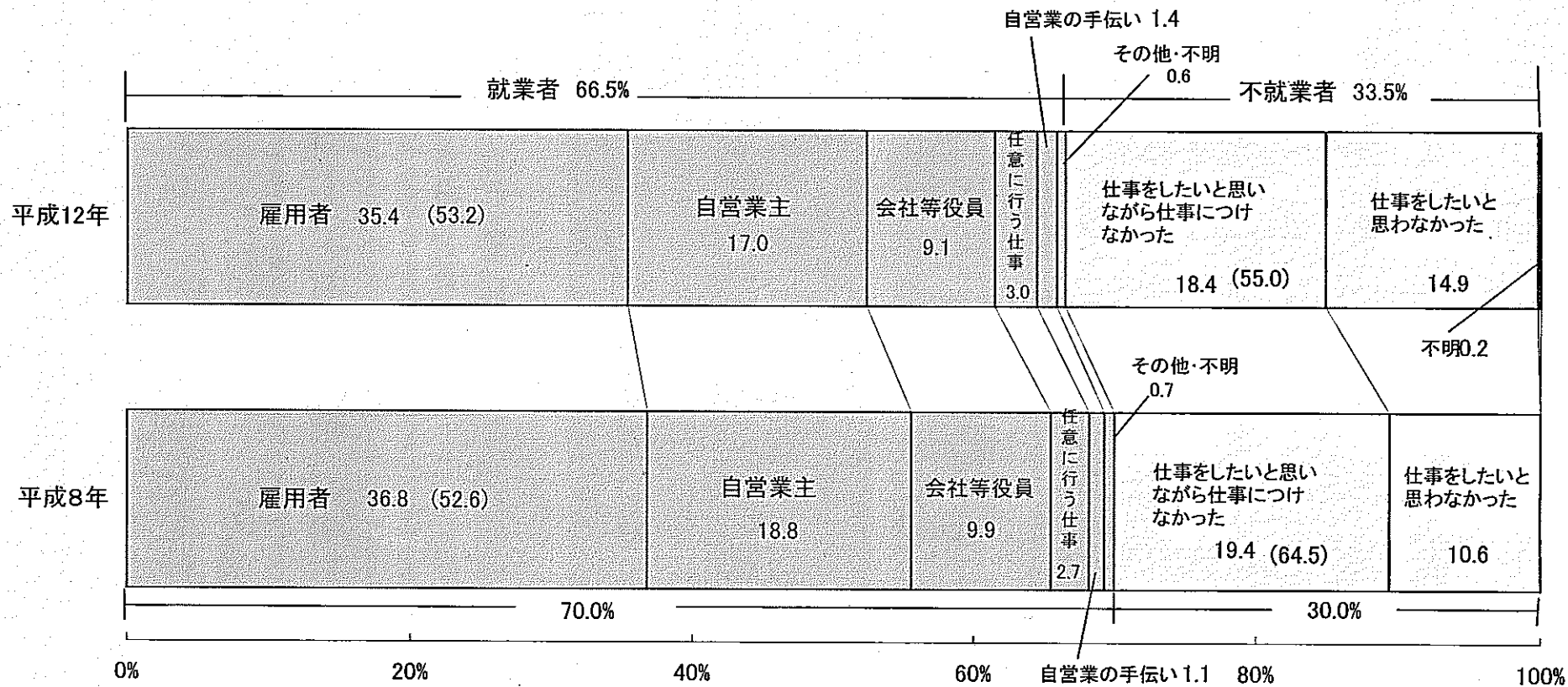
平成14年

- 65歳まで働ける場を確保する企業割合=68.3%
- 65歳まで希望者全員を雇用する企業割合=27.1%



(注1) 職種別その他の定年を採用している企業についても、65歳までの雇用を確保する企業が若干存在する。  
(注2) 65歳を超える定年企業も若干存在する。  
(資料出所) 厚生労働省「雇用管理調査」(平成14年)より算出

### 60歳台前半層の就業の状況(男)



出典:「高齢者就業実態調査」(厚生労働省大臣官房)

- (注) 1. 「任意に行う仕事」とは、近所の人や会社などに頼まれて任意に行う仕事をした者をいう。  
 2. グラフの「雇用者」の部分に付した括弧内の数値は、就業者に占める雇用者の割合である。  
 3. グラフの「仕事をしたいと思いつけなかった」の部分に付した括弧内の数値は、不就業者に占める仕事をしたいと思いつけなかった者の割合である。